平成２１年（フ）第４１５９号
大阪府四條畷市清滝新町１番204号
債務者　枋谷　正志
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４６号
大阪市淀川区田川１丁目14番11号　ハイムクロードⅡ　３Ａ号
債務者　和田　友克
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６４号
大阪市住吉区南住吉２丁目３番21号
債務者　清水美代子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６８４号
大阪市生野区桃谷２丁目21番25号
債務者　平山恵子こと　林　　京子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７１１号
大阪市西成区梅南２丁目４番29号
債務者　山村　**牟**雄
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９８号
大阪市港区三先２丁目１番16号　シルバーハイツ504号
債務者　今西美知子（旧姓東角）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８０７号
大阪府茨木市西田中町６番17号
債務者　赤坂　信幸
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３８号
大阪市此花区酉島３丁目20番24号
債務者　西手朱里也
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６６号
大阪府寝屋川市香里新町14番10号
債務者　三好美津子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７４号
大阪市淀川区東三国２丁目12番24―206号
債務者　西川　　渚
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９２号
大阪市鶴見区今津南２丁目５番32―202号
債務者　森口軍一郎
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１８号
大阪府茨木市上穂積２丁目１番30号
債務者　横内　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９２６号
大阪市東淀川区豊里７丁目30番17号　シャルム光新203号
債務者　盛　利江子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９４３号
大阪市住吉区殿辻２丁目７番19号　メゾンアルベロ401号
債務者　藤澤亜彩紀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６２号
大阪市平野区加美正覚寺２丁目６番５号
債務者　阪井　茂美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７１号
大阪府東大阪市新上小阪４番33号　大倉ハイツ202号
債務者　石川　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００２号
大阪府東大阪市永和３丁目２番16号
債務者　桑田　博司
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部